

持込ニュース23 No.26

* 本紙は持込事業者の皆様にお届けしています *

平成28年3月28日発行
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課 **>>23<<**

水銀を含むごみは産業廃棄物です

中央清掃工場は、水銀を含むごみの混入により平成28年3月11日に2号焼却炉を停止しました。急な焼却炉の停止は、23区全体のごみ処理に影響を及ぼします。水銀を含むごみは、東京23区の清掃工場では受け入れません。適正なごみの搬入をお願いします。

水銀の搬入は絶対に許しません

※主な水銀使用製品としては、水銀体温計・血圧計や、蛍光灯等がありますが、事業所から排出されたものは産業廃棄物としての処理が必要です。

ごみの適正処理にご協力をお願いします

水銀を含むごみに限らず、23区内の清掃工場で処理できないごみ（不適正ごみ）の搬入によって、機器の故障や、焼却炉が停止する事態がたびたび起こっています。事業者の皆さまには、今一度正しい分別方法を確認していただきますとともに、収集運搬の際には、排出されたごみの内容確認もあわせてよろしくお願いします。また清掃工場では、不適正ごみの搬入防止と適正搬入啓発のために、搬入物検査を実施しています。ご協力をお願いします。



清掃工場に配布されるチラシには、実際に清掃工場に搬入された不適正ごみの写真等を掲載しています。ごみの適正処理への活用をお願いします。

清掃工場に搬入可能なごみの基準は
清掃一組HPにも掲載しています。

<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>



28年度から新たに配布される
啓発チラシ(両面印刷)

【受入基準のお問合せ】 搬入指導係 ☎03-6238-0731

平成28年度 定期点検補修・中間点検の予定時期

平成28年度の各清掃工場における、定期点検補修・中間点検の予定時期をお知らせします。
 搬入先の変更については、以下の期間に加え、前後数週間の調整期間を含めたものになります。したがって、「搬入先の変更期間」と「定期点検補修・中間点検の期間」は一致するものではありません。以下の表は、目安としてご活用ください。

工場名	定期点検補修	中間点検	工場名	定期点検補修	中間点検
中央	10月～12月	4月～5月	豊島	4月～6月	10月～11月
港	7月～11月	2月～3月	板橋	7月～9月	1月～2月
北	1月～3月	7月	練馬	10月～12月	5月～6月
品川	7月～9月	1月～2月	墨田	1月～3月	6月～7月
目黒*	6月～8月	11月	新江東	1月～3月	6月～10月
大田	10月～12月	4月～5月	有明	4月～7月	10月～11月
多摩川	6月～8月	11月～12月	足立	10月～12月	4月～5月
世田谷	1月～3月	7月～8月	葛飾	7月～9月	1月～2月
千歳	4月～6月	10月	江戸川	4月～7月	11月～12月
渋谷	1月～2月	8月	—	—	—

※目黒清掃工場は建替えに伴い平成28年度中に搬入停止予定です。

定期点検補修や中間点検は、必ずやらなきゃいけないの？



清掃工場のお兄さん

清掃工場は24時間休みなく稼働しており、日々の点検では設備内部の確認ができないところもあります。
 そこで、焼却設備全体を停止して、総合的な点検・補修を行うことで、公害防止性能、焼却性能、及び施設の安全性を維持しています。



くみちゃん

年度途中での計画変更について

作業場所の増減などにより、ごみ量の増減が見込まれるときは、搬入計画を変更することができます。変更は、毎月第1・第3月曜日付けで行っており、変更要望書の提出期限は、前週の月曜日までとなっています。

なお、4月に限っては、1日から新年度の計画になるため、第3月曜日（4月18日）のみの変更となります。

計画変更の際は、事前相談をお願いしていますので、まずはお電話でご相談ください。

発行

東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部管理課

搬入承認・手数料係

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目

5番1号 東京区政会館13階

TEL 03(6238)0826

FAX 03(6238)0740

【計画変更のお問合せ】

搬入承認・手数料係 ☎03-6238-0730

印刷物登録

平成27年度 第132号